
OLIS 2010 Autumn

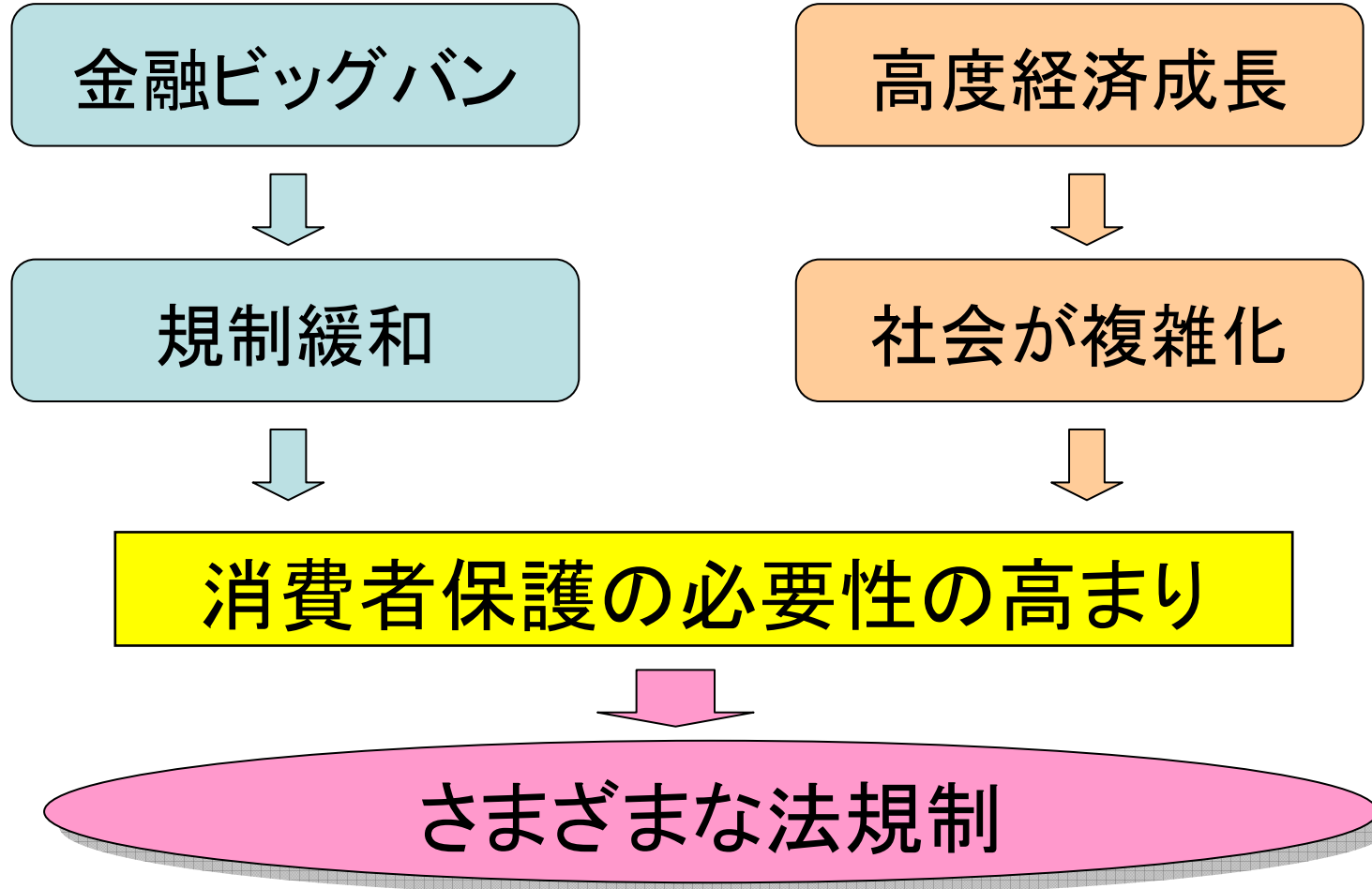
生命保険に関する規制

2010年10月22日

財団法人アジア生命保険振興センター

古藤 卓

本日の講義 前半の概要



本日の講義 後半の概要

さまざまな法規制

保険業法

保険法

金融商品取引法

金融商品販売法

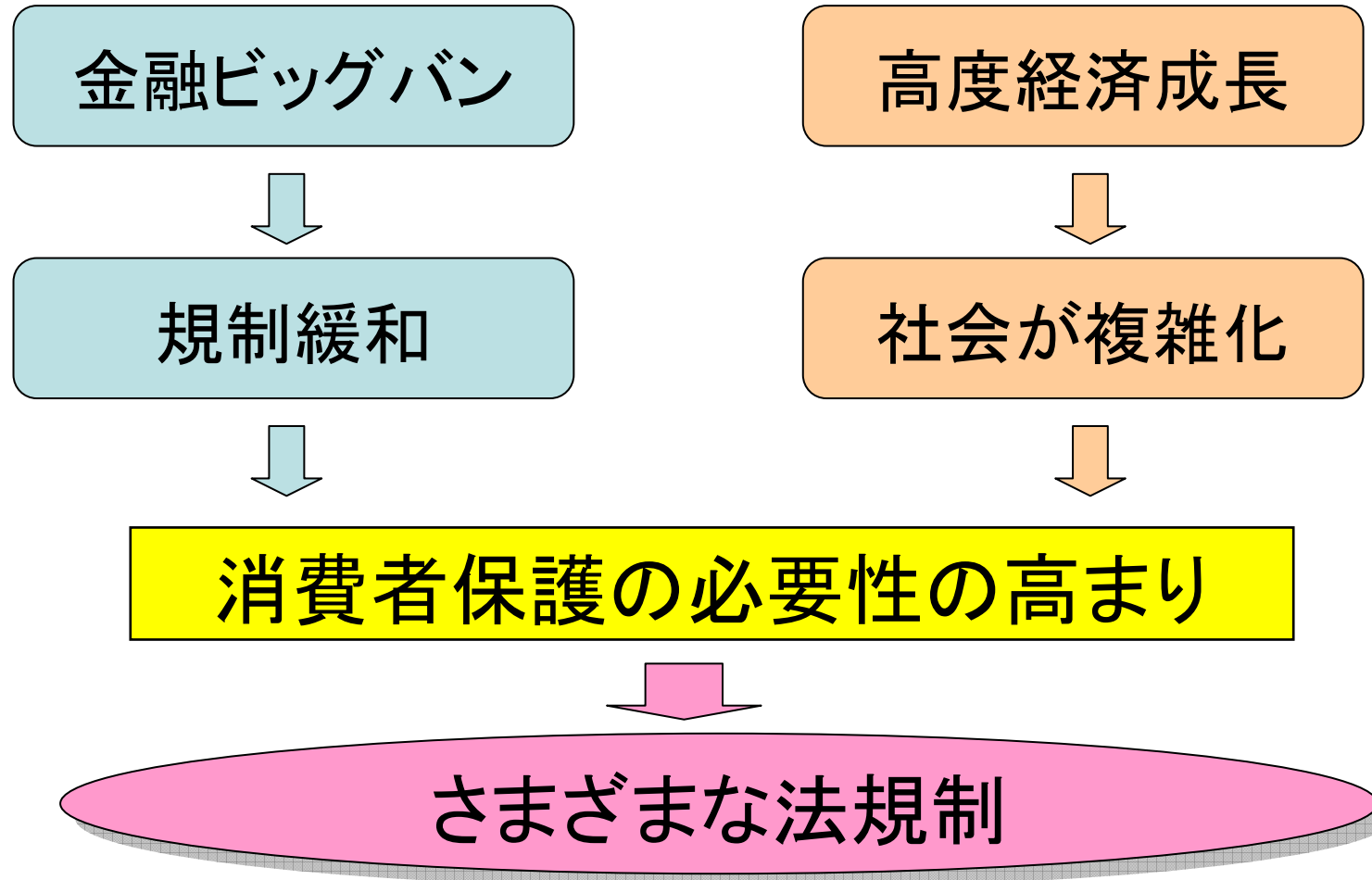
消費者契約法

その他

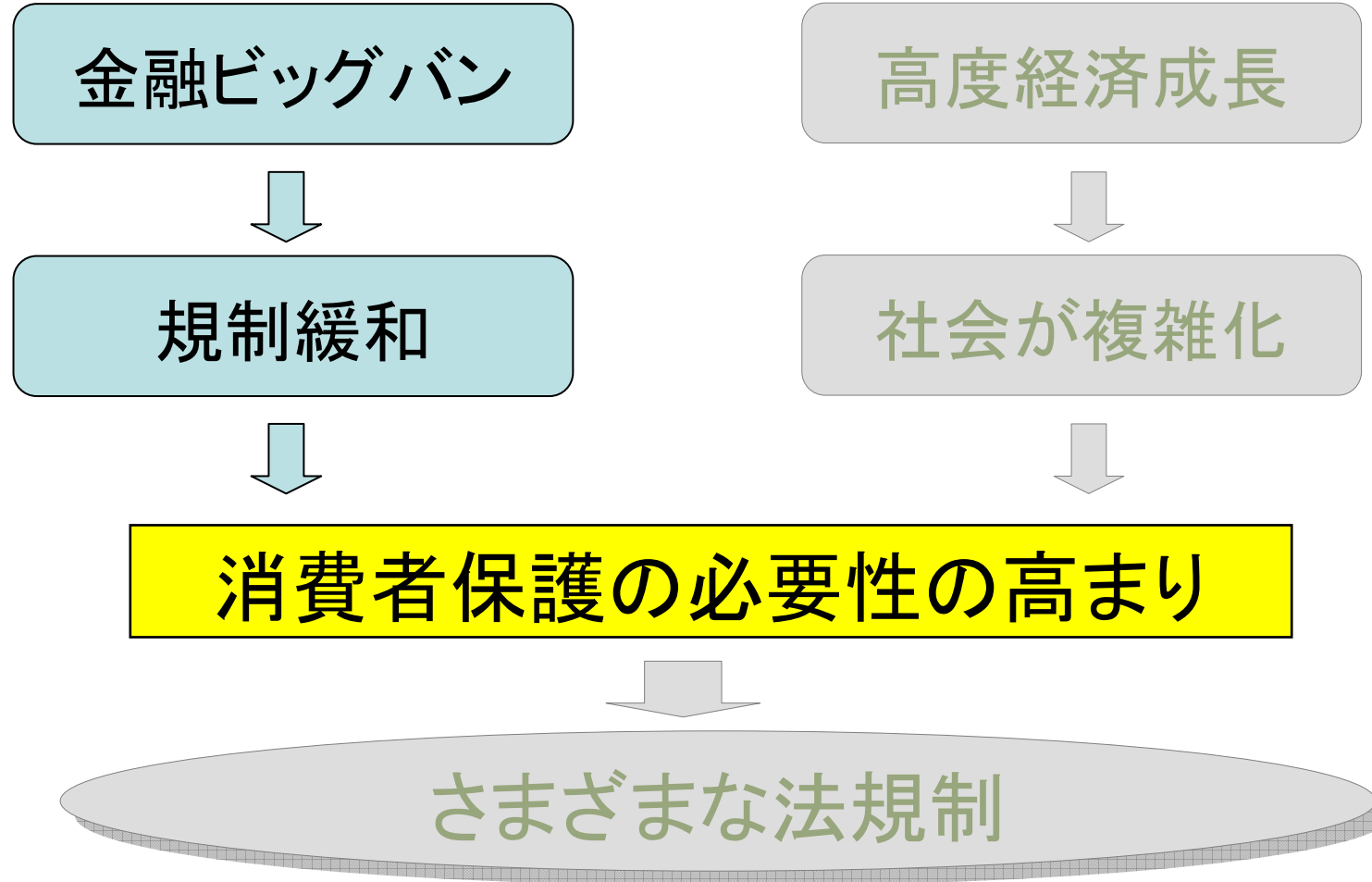
最後にご参考で

不払問題とその教訓

本日の講義 前半の概要



本日の講義 前半の概要



金融ビッグバン

- 目的: バブルが崩壊した日本経済の再生
- 内容: 3つの柱のもと、**規制緩和と自由化**

- Free

市場原理が機能する自由な市場

- Global

国際的で時代を先取りする市場

- Fair

透明で公正な市場

ビッグバン以前の業界

旧大蔵省の政策

護送船団方式



金融機関の破綻を防ぐために、

- 金融機関の競争を制限
- 一番遅い船(弱い会社)にスピードを合わせて、船団全体の航行を進める行政
- 経営危機に陥ったときは、大蔵省が合併を斡旋して破綻を回避

競争原理の導入

そもそも、護送船団方式は、「自由な市場競争により、他より優れた商品・サービスを提供したものが勝ち残る」という、本来の資本主義経済になじまない。

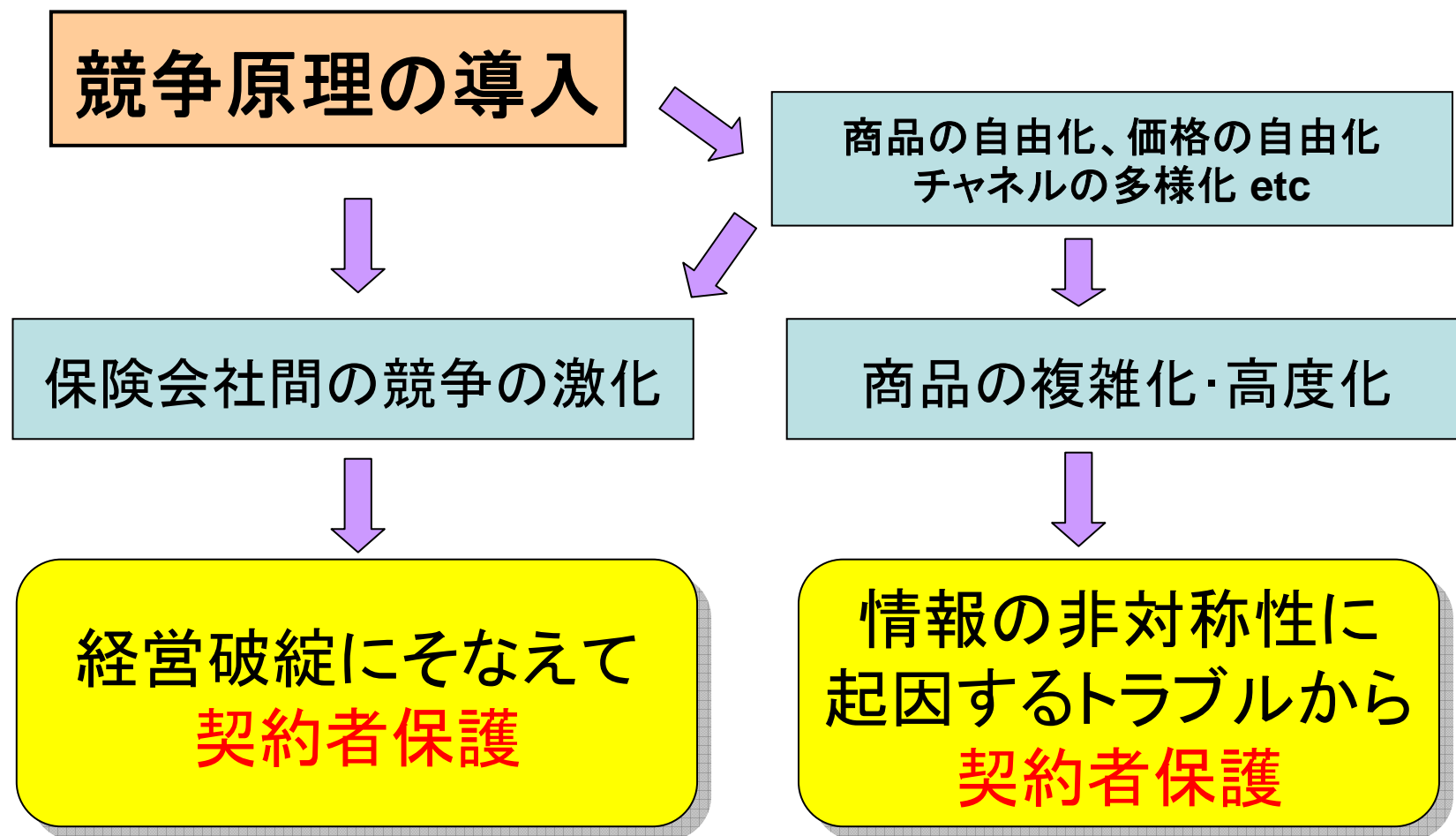
バブル経済崩壊
(1990年頃から)

銀行の倒産

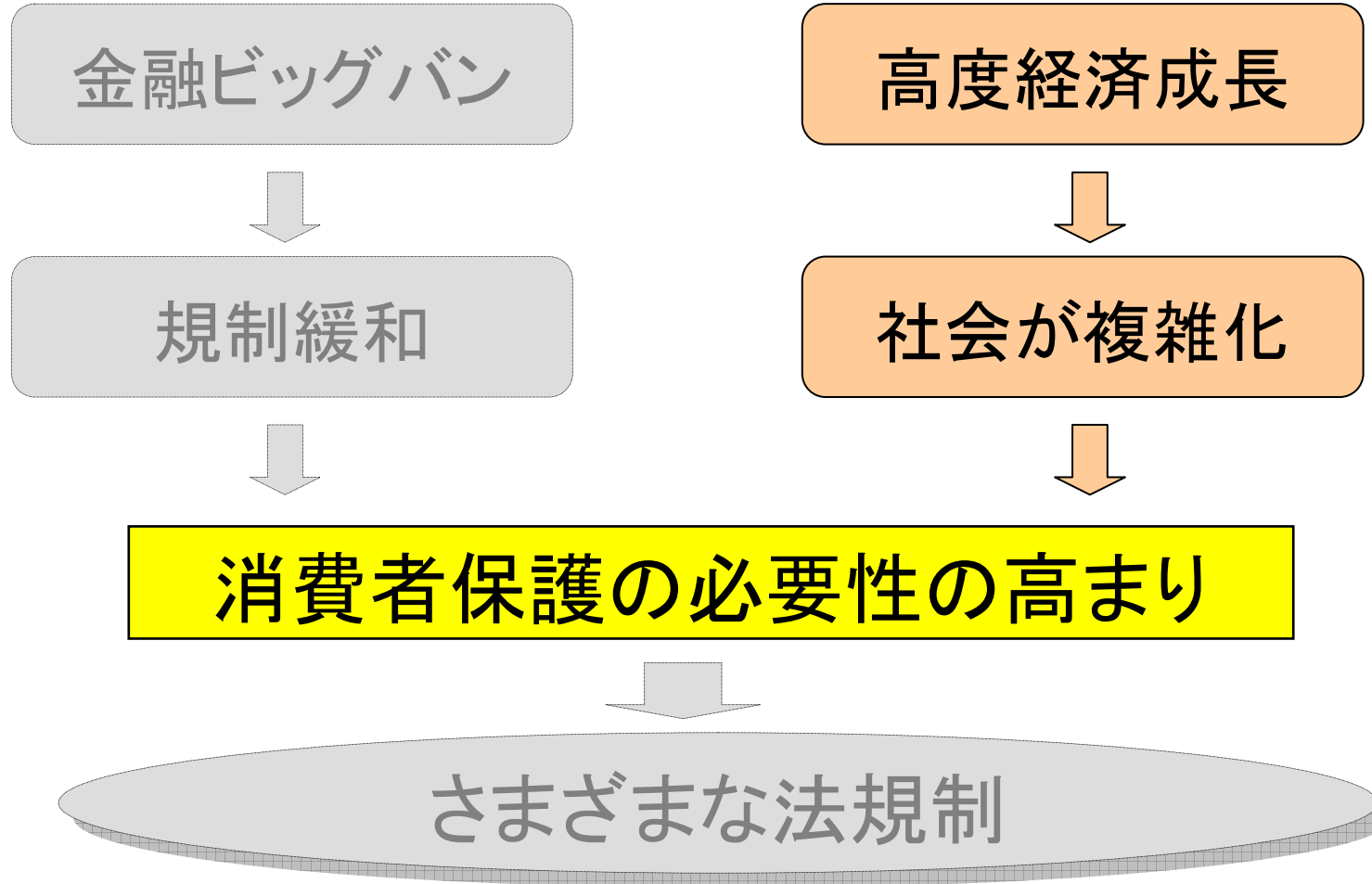
護送船団方式の終焉、競争原理の導入へ



規制緩和と自由化



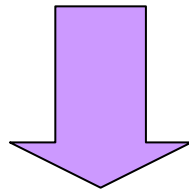
本日の講義 前半の概要



消費者保護基本法

戦後の高度経済成長のひずみで
消費者問題が拡大

公害問題
粗悪品の乱造



消費者保護基本法の制定(1968)

消費者「保護」の限界

消費者トラブルの急増

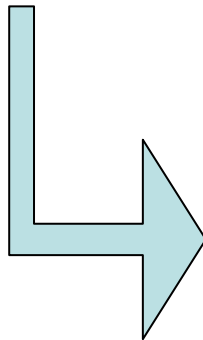
消費者センターに寄せられた苦情件数は
1992年⇒2002年で4倍に

不祥事件の続発

食品会社の偽装表示、
自動車会社のリコール隠しなど

高度情報通信社会の進展

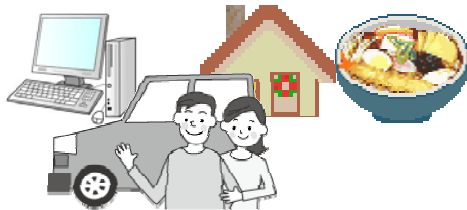
国境を越える人・モノ・サービス
インターネットの普及



社会がさらに複雑化して、
法律で消費者を「保護」する
ことが難しくなってきた

一般商品と金融商品

一般商品



消費者保護基本法を見直した
消費者基本法により、
消費者の権利の尊重と自立支援

金融商品



権利の尊重と自立支援よりも、
保険業法、保険法などの
法律で消費者を保護

金融商品、特に生命保険は
一般商品と何がどのように違う
のだろうか？

生命保険の特徴①

長期性

- 生命保険契約は20年、30年と長い。
- 保険会社の支払能力（Solvency）を長期にわたって確実に担保する必要がある。

生命保険の特徴②

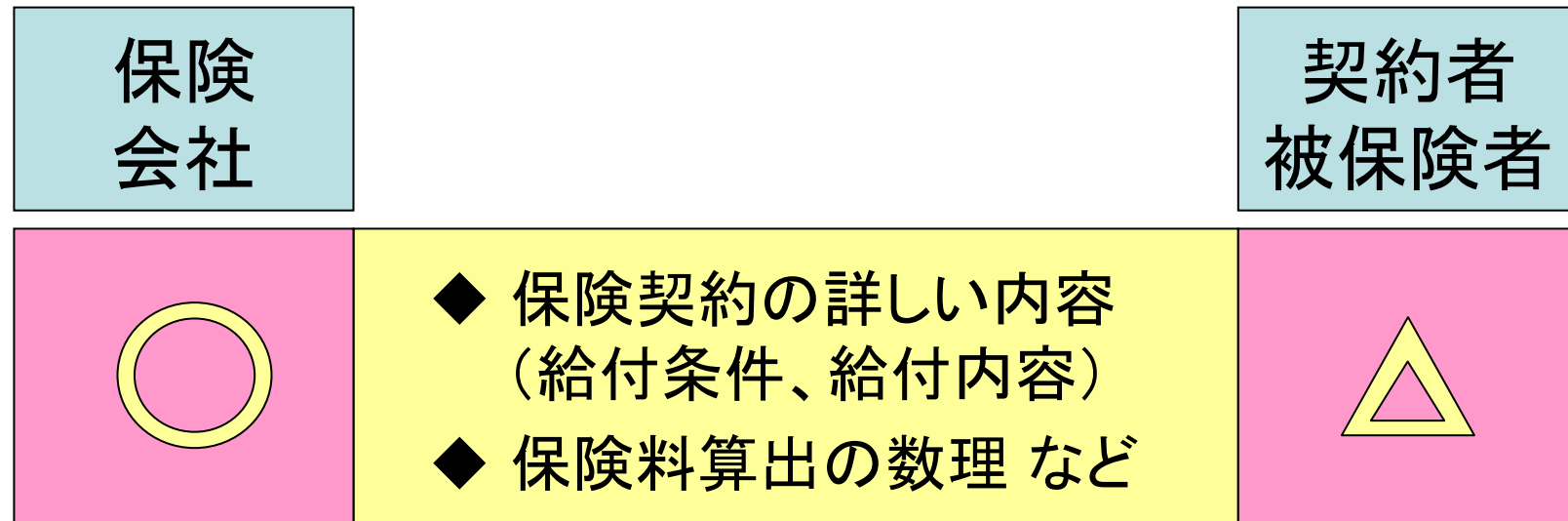
情報の非対称性

契約者側が
知るべきこと

保険契約の詳細(=約款)
給付の条件、給付内容
保険料の仕組み
保険会社の経営の実態

生命保険の特徴②

情報の非対称性



生命保険の特徴③

家計への大きな影響

- 一世帯あたりの年間支払保険料は454,000円（生命保険文化センター）
- 払込み期間を30年とすれば、総額は1,360万円！
- 国民経済に与える影響は極めて大きい

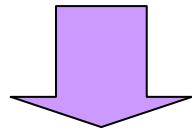
つまり、

生命保険の特徴

長期性

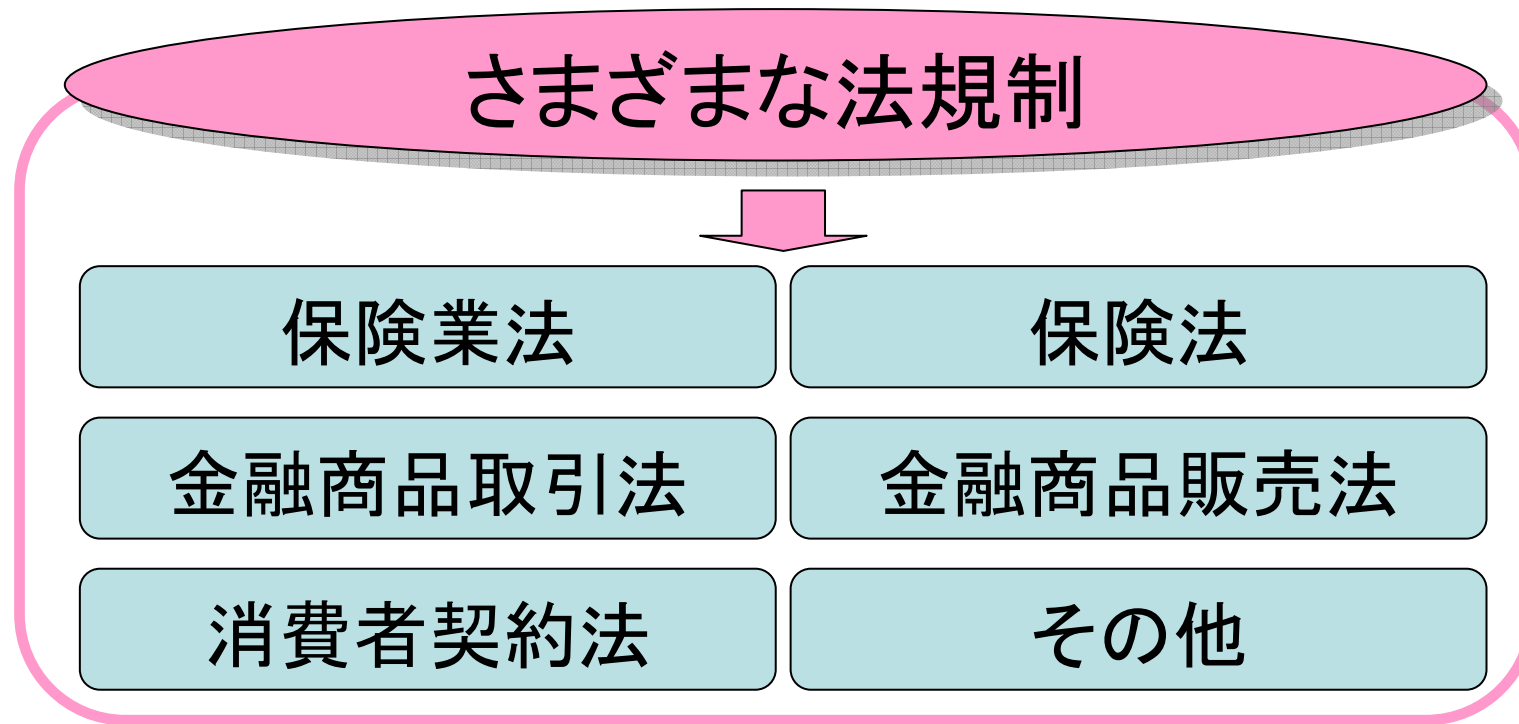
情報の非対称性

家計への大きな影響



契約者保護には強い法規制が必要となる

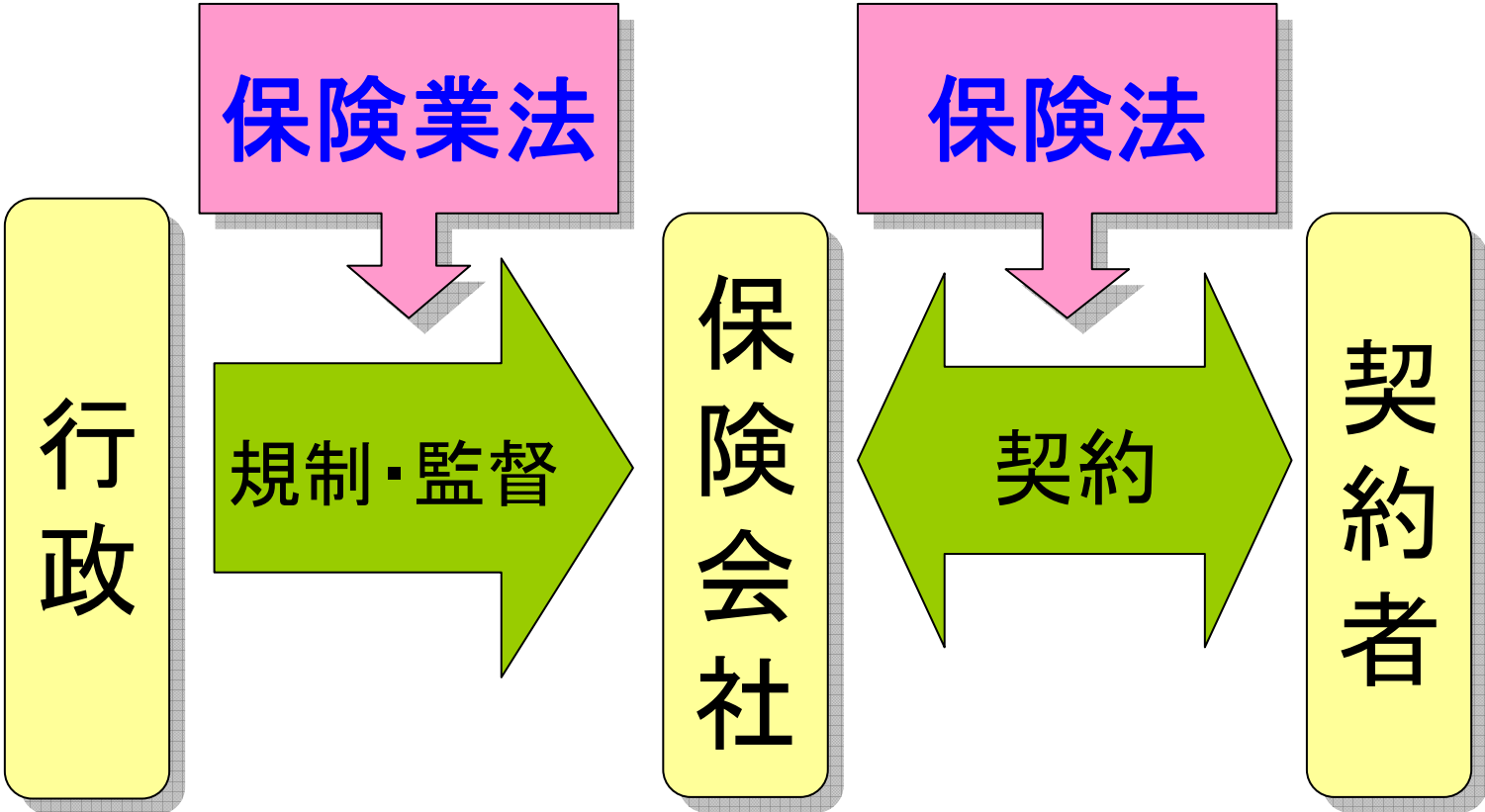
本日の講義 後半の概要



最後にご参考で

不払問題とその教訓

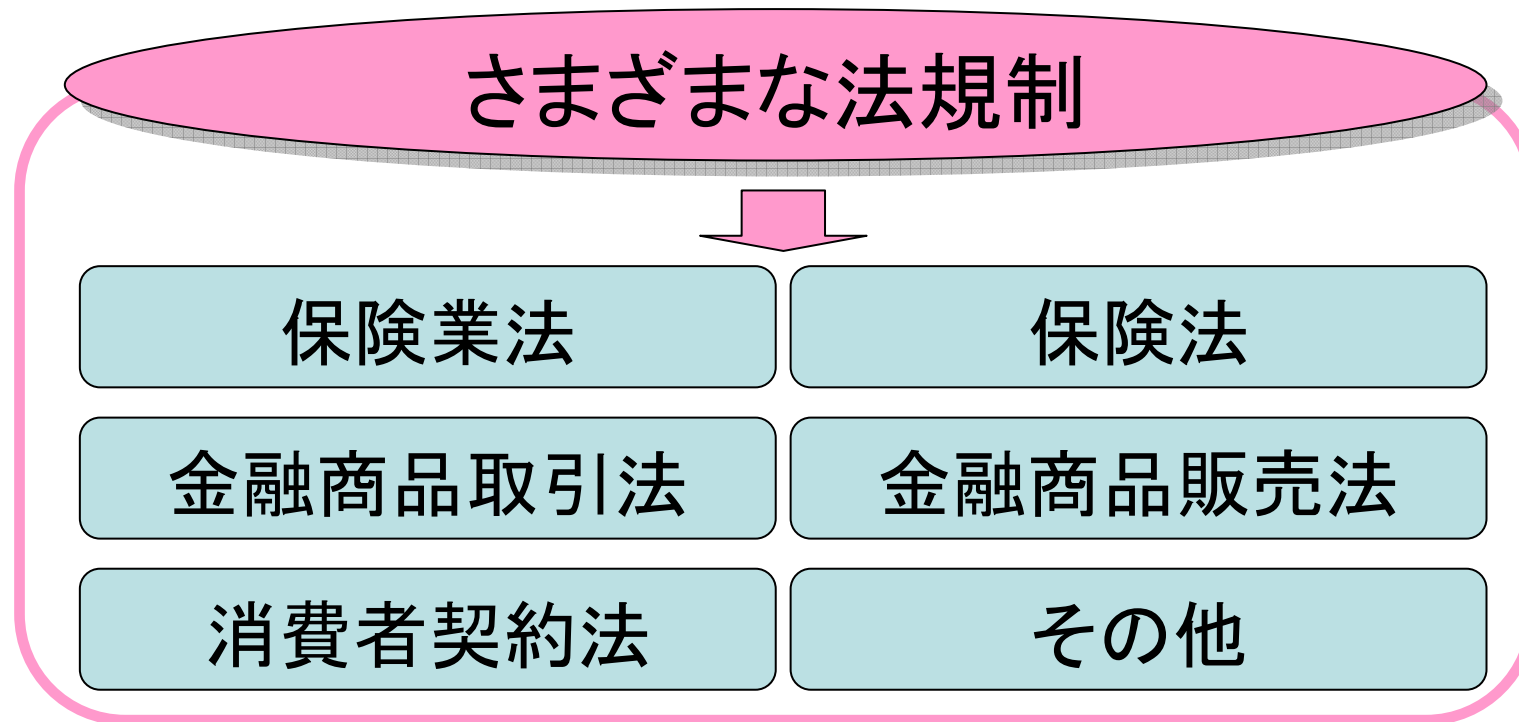
保険業法と保険法の関係



各国の立法の考え方

	行政⇒保険会社	保険会社⇔契約者
日本	保険業法	保険法
中華人民共和国	保険法	
台湾	保険法	
ドイツ、フランス、スウェーデン	保険業法	保険法

本日の講義 後半の概要



最後にご参考で

不払問題とその教訓

保険業法について

- 意義
 - － 保険監督の基本法
 - － 保険会社と保険募集に対する監督にかかるあらゆる事項を規定
- 経緯
 - － 1900年公布
 - － 1939年全面改正
 - － 1995年全面改正

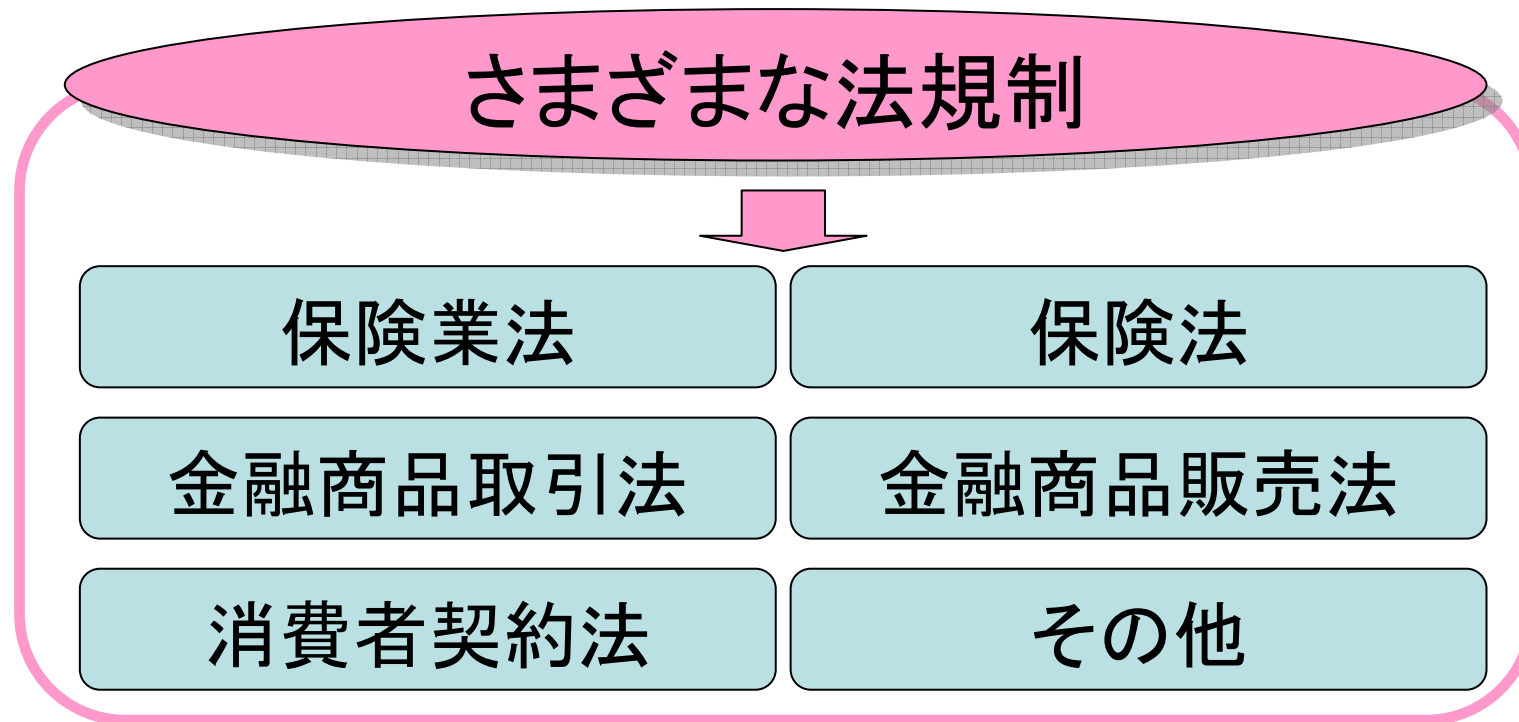
保険業法の定める禁止行為

- 販売における法令上の禁止行為(300条)
 - 虚偽の説明・重要事項の不説明
 - 虚偽告知の教唆・重要事項の告知妨害
 - 不当な乗換募集
 - 特別な利益の提供
 - 誤解させるおそれのある比較説明・表示
 - 不確実な事項に対する断定的判断、誤解させるおそれのある説明・表示
 - 脅迫・業務上の地位等の不当利用による保険契約の申込みや消滅
 - 保険会社の信用力または支払能力に関し誤解させるおそれのある表示
 - 無登録募集

保険業法の定める不適正行為

- その他不適正な行為(307条)
 - 無面接募集
 - 代筆
 - 保険料の費消・流用
 - 成績付替え
 - 保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動

本日の講義 後半の概要

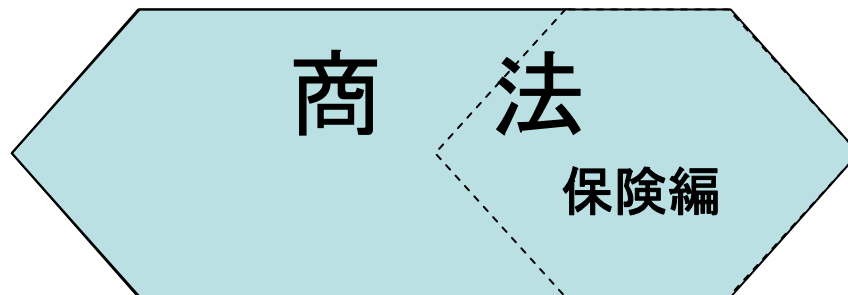


最後にご参考で

不払問題とその教訓

保険法について

- 保険契約に関する私法上のルールは約100年前の商法の一部に規定されていた。
- 社会情勢の変化、特に消費者保護の観点から単独の法律として制定され、2010年4月に施行。



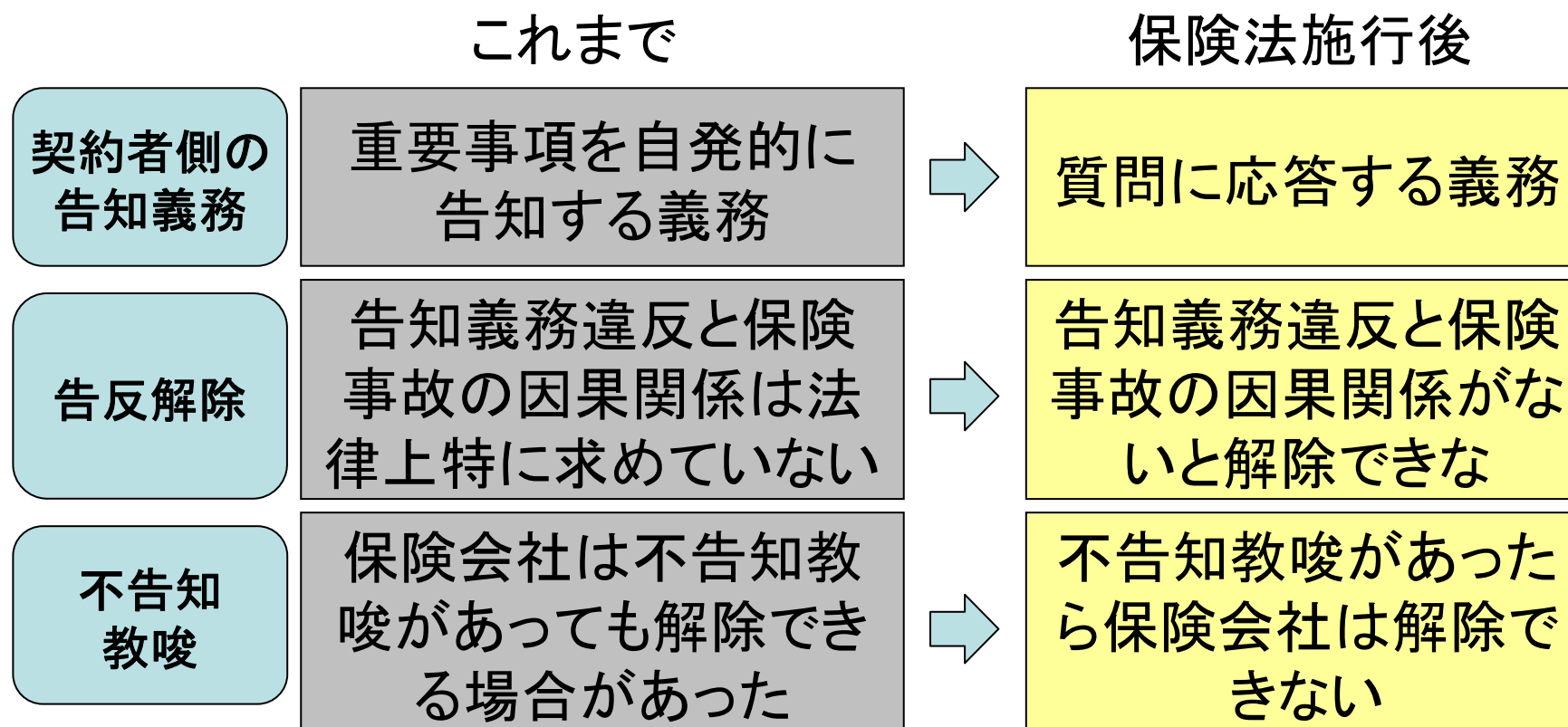
保険法について

- 保険契約に関する私法上のルールは約100年前の商法の一部に規定されていた。
- 社会情勢の変化、特に消費者保護の観点から単独の法律として制定され、2010年4月に施行。



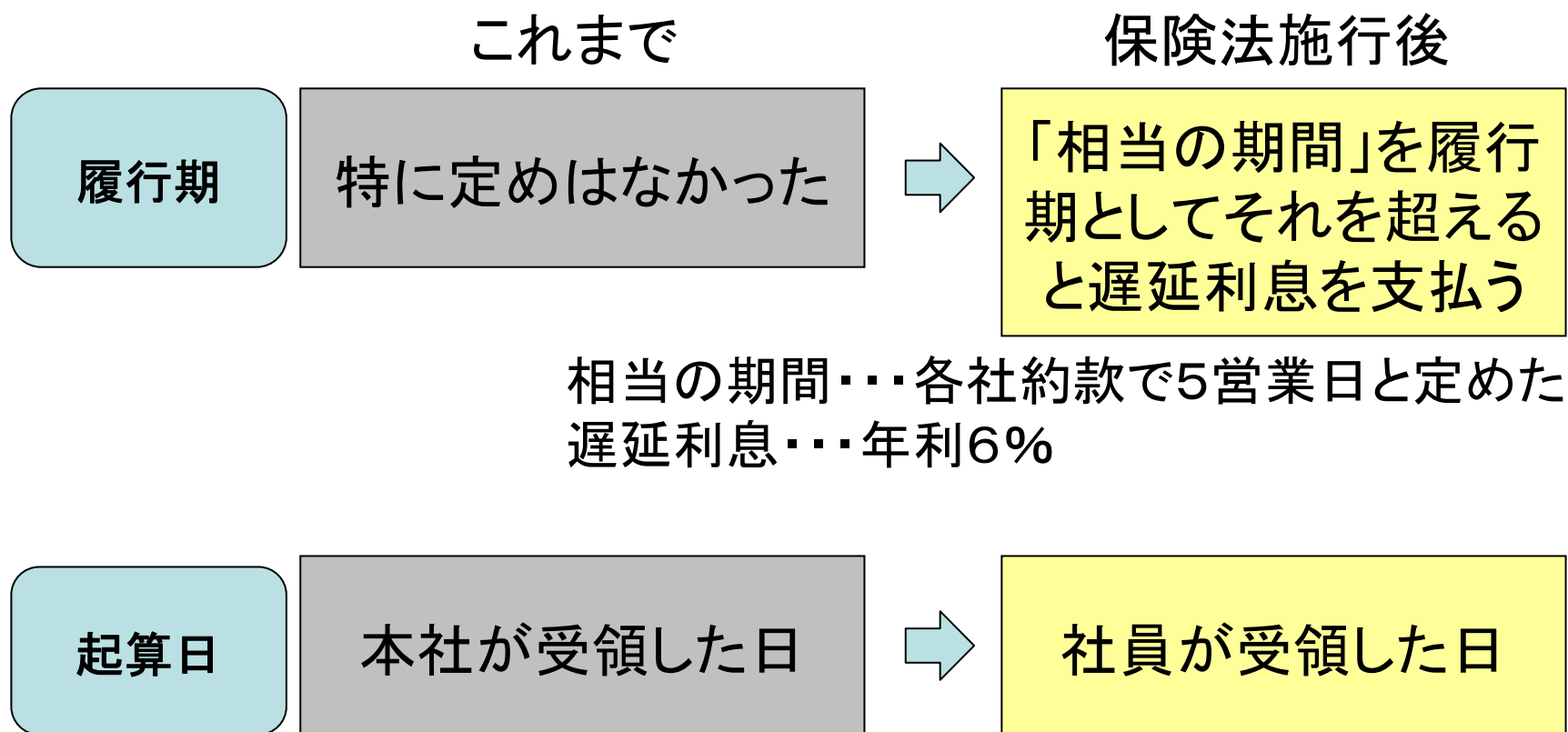
保険法の主な内容

◆ 告知義務関係



保険法の主な内容

◆ 保険給付の履行期



保険法の主な内容

◆ 受取人変更

これまで

対抗要件

保険証券に新しい受取人を記載すること



保険法施行後

新しい受取人を会社に通知すること

ただし、被保険者の同意は必要

通知日

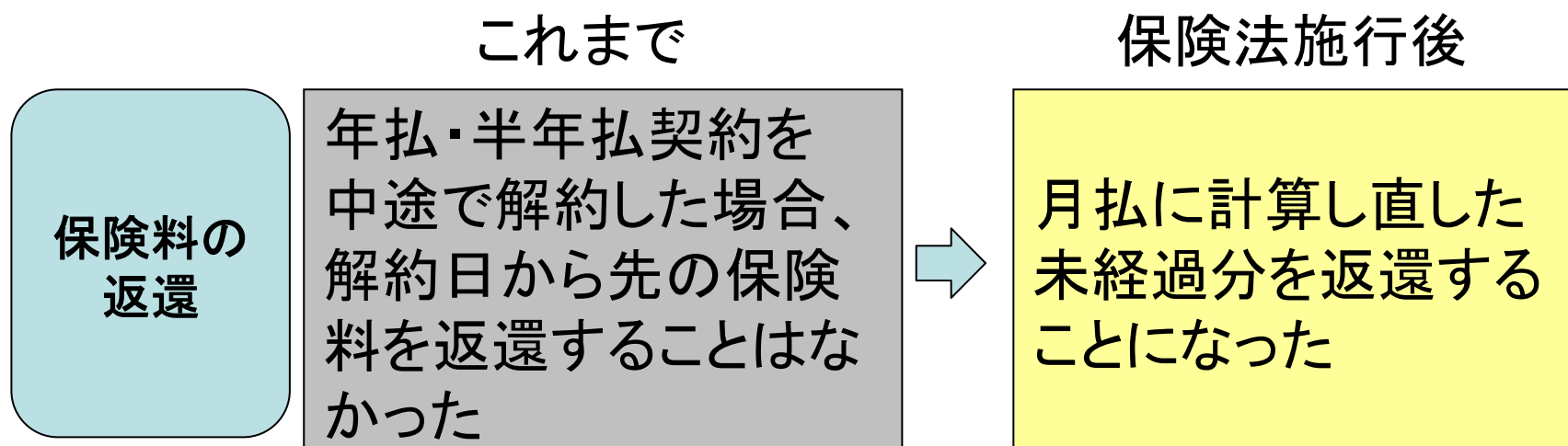
—



手渡：社員の受領日
郵送：消印日

保険法の主な内容

◆ 未経過保険料の返還

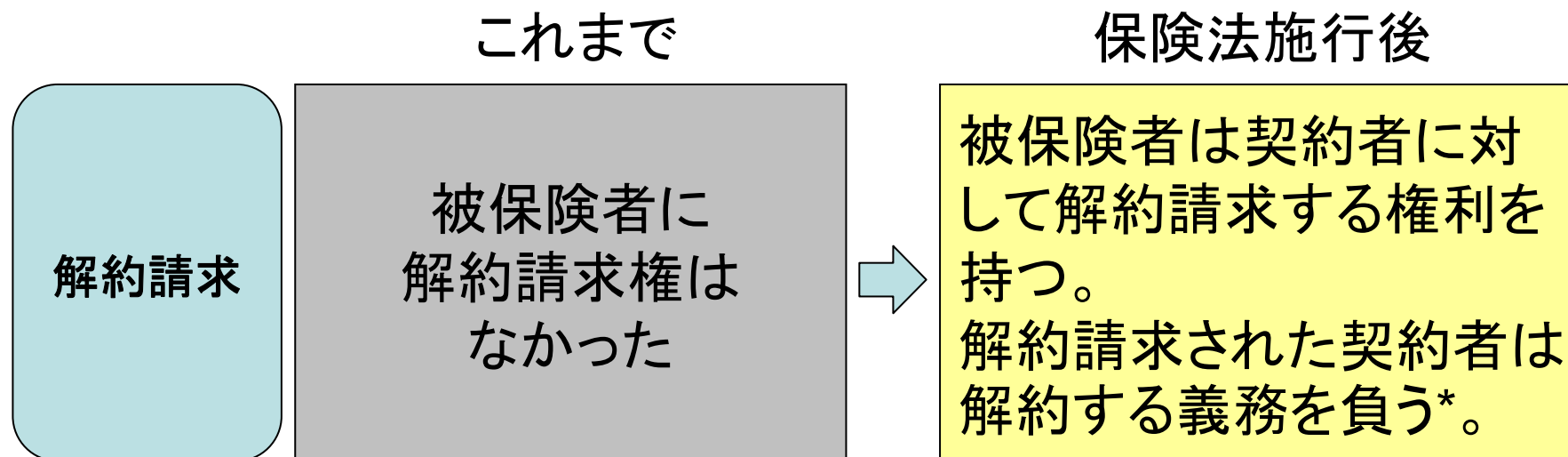


「保険料不可分の原則」により、これまでは年払・半年払の保険料を月単位に分割することはなかった。

保険法の主な内容

◆ 被保険者による解約請求

※目的はモラルリスクの防止



*被保険者が直接保険会社に解約請求できる
ということではない。

保険法の主な内容

◆ 片面的強行規定の導入

	任意規定	片面的強行規定		絶対的強行規定
保険法に反する内容の約款の規定	有効	契約者側にとって		無効
		有利	不利	
		有効	無効	

保険法の主な内容

任意規定の例

契約締結時の書面交付(40条)で、「遅滞なく・・・次に掲げる事項を記載した書面を交付」と、証券の発行について規定しています。この条項は任意規定ですので、記載内容はもとより、証券を発行するかどうかは会社の判断に委ねられています。

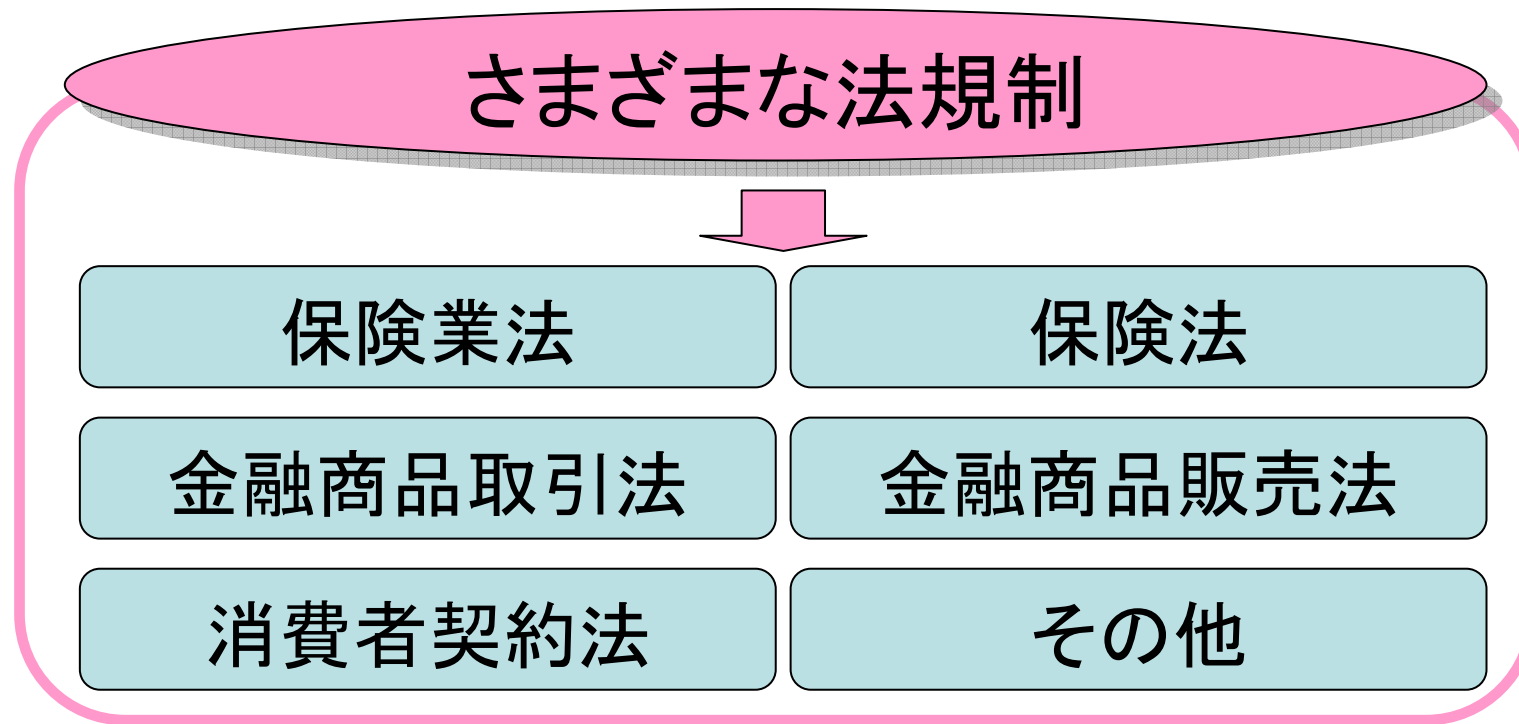
片面的強行規定の例

第37条は「重要事項のうち、保険会社が告知を求めた事項について、契約者・被保険者は告知する」というもので、片面的強行規定とされています。もし、保険会社が約款で「重要事項は自発的に告知する」としたら、これは契約者側にとって不利ですから、この約款の条項は無効です。しかし、「告知は全て不要」としたら、契約者にとって有利ですので、約款は有効ということになります。

強行規定の例

第38条は「死亡保険契約は・・・被保険者の同意がなければその効力を生じない」と、契約締結時の被保険者の同意を求めています。この規定は強行規定とされていますので、被保険者の同意を不要とした約款は無効となります。

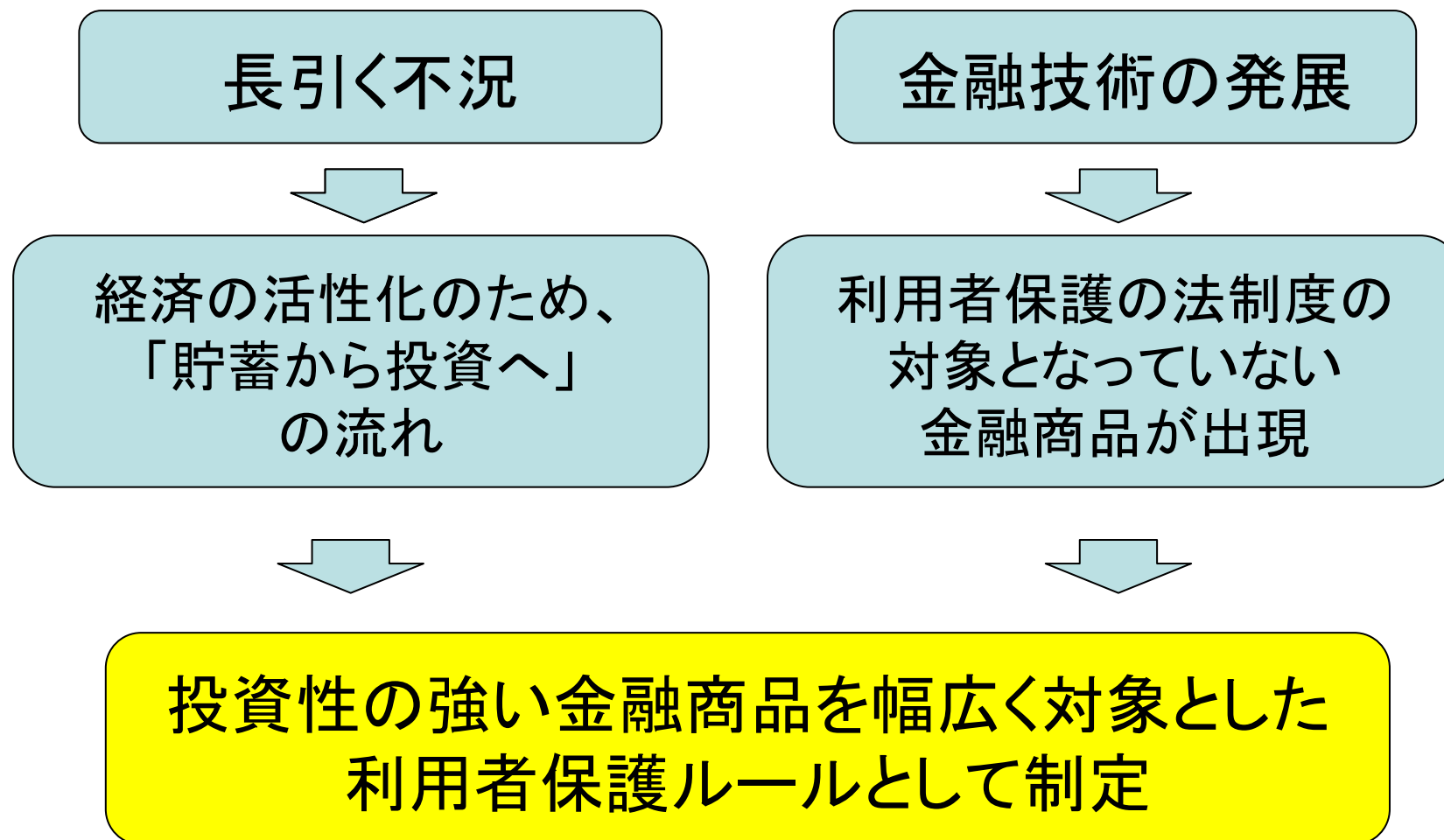
本日の講義 後半の概要



最後にご参考で

不払問題とその教訓

金融商品取引法について



金融商品取引法について

投資性の強い商品を扱う各業界の「業法」の中に、金融商品取引法の内容を取り込んで、それぞれの対象商品・取引を規制している。

業界	業法	対象商品・取引
生命 保険業	保険業法	外貨建て保険・年金、 変額保険・年金
銀行業	銀行法	外貨預金、デリバティブ預金
信託業	信託業法	指定金銭信託
先物取引業	商品取引所法	価格変動により損失が生じる取引

金融商品取引法について

広告の規制

- リスクや手数料などの表示を明確にする
- 大きな文字で表示する

販売勧誘の規制

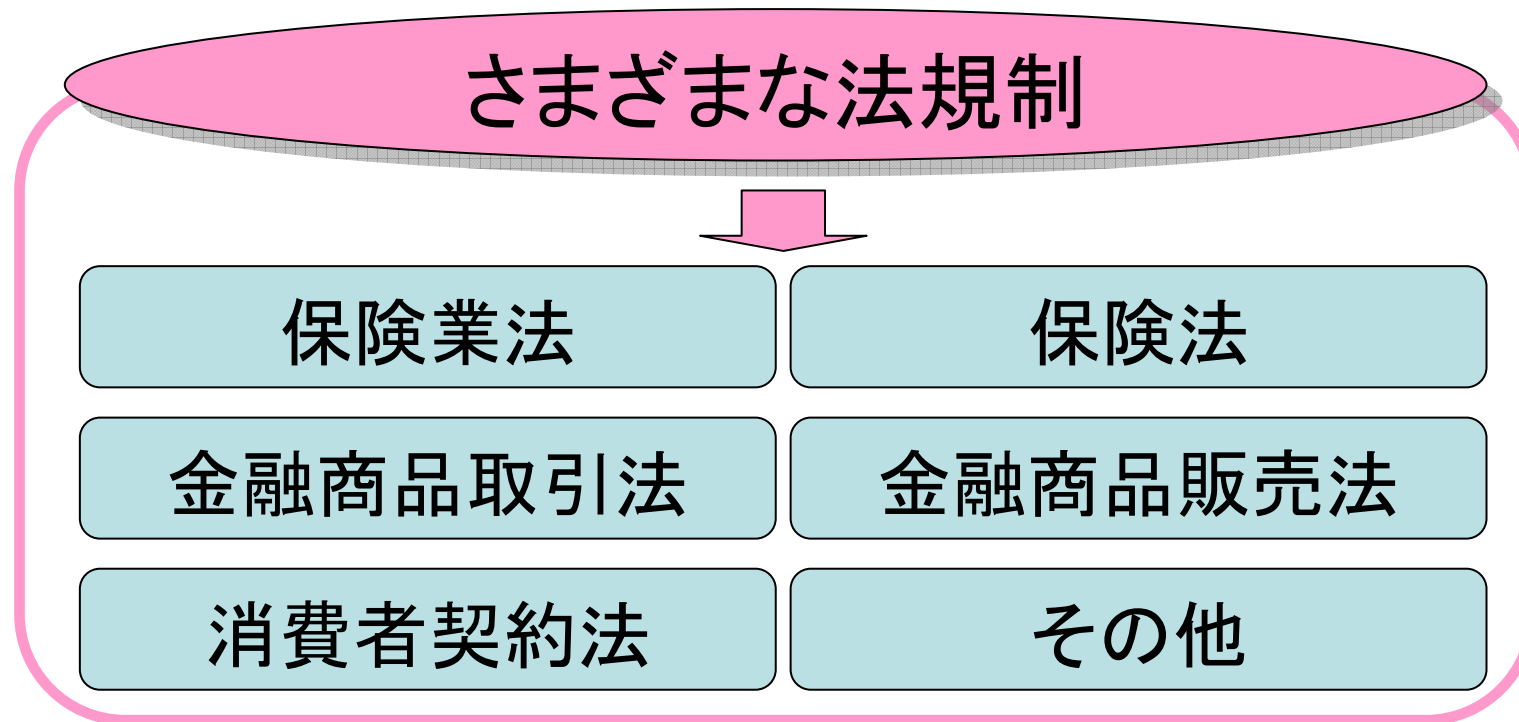
適合性の原則：顧客に合った商品を販売する

書面交付義務：商品の仕組、リスク、コストがわかる
書面を契約締結前に交付する

禁止行為：虚偽説明の禁止、断定的判断提供の禁止

損失補填禁止：取引によって生じた損失の補填を禁止

本日の講義 後半の概要



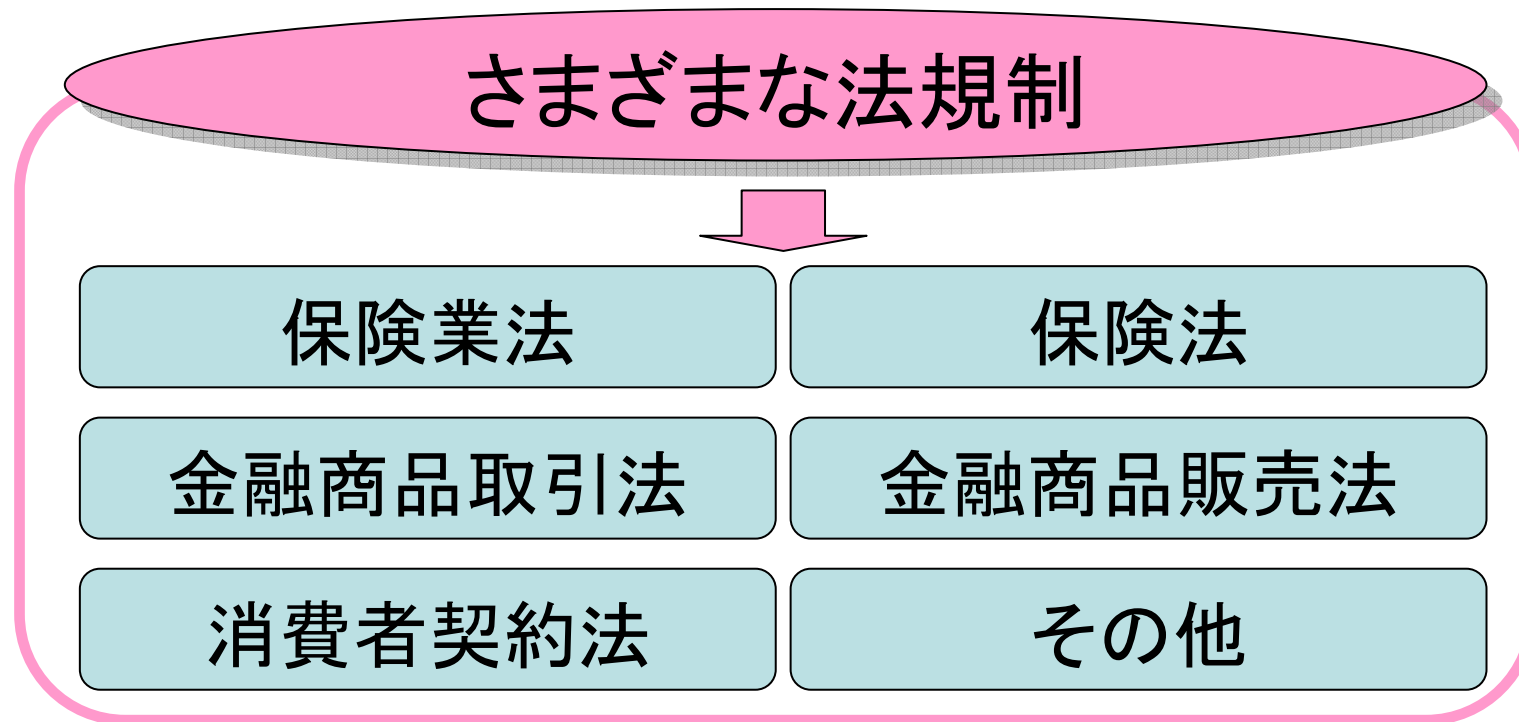
最後にご参考で

不払問題とその教訓

金融商品販売法について

	金融商品販売法	金融商品取引法
対象	全ての生命保険商品	投資性の高い商品 外貨建て保険・年金、 変額保険・年金
主な 内容	<p>-重要事項の説明義務</p> <p>-断定的判断の提供の禁止</p> <p>違反により損害を被った場合、 損害賠償請求ができる旨を 明記している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •適合性の原則 •書面交付義務 •損失補填の禁止 •各種禁止行為

本日の講義 後半の概要



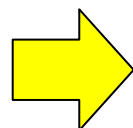
最後にご参考で

不払問題とその教訓

消費者契約法について

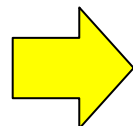
消費者と事業者の間に「情報の質や量」「交渉力」に差があることを前提としている。

- 虚偽の説明
- 断定的判断の提供
- 不利益事実の不告知
- 不退去
- 顧客の監禁



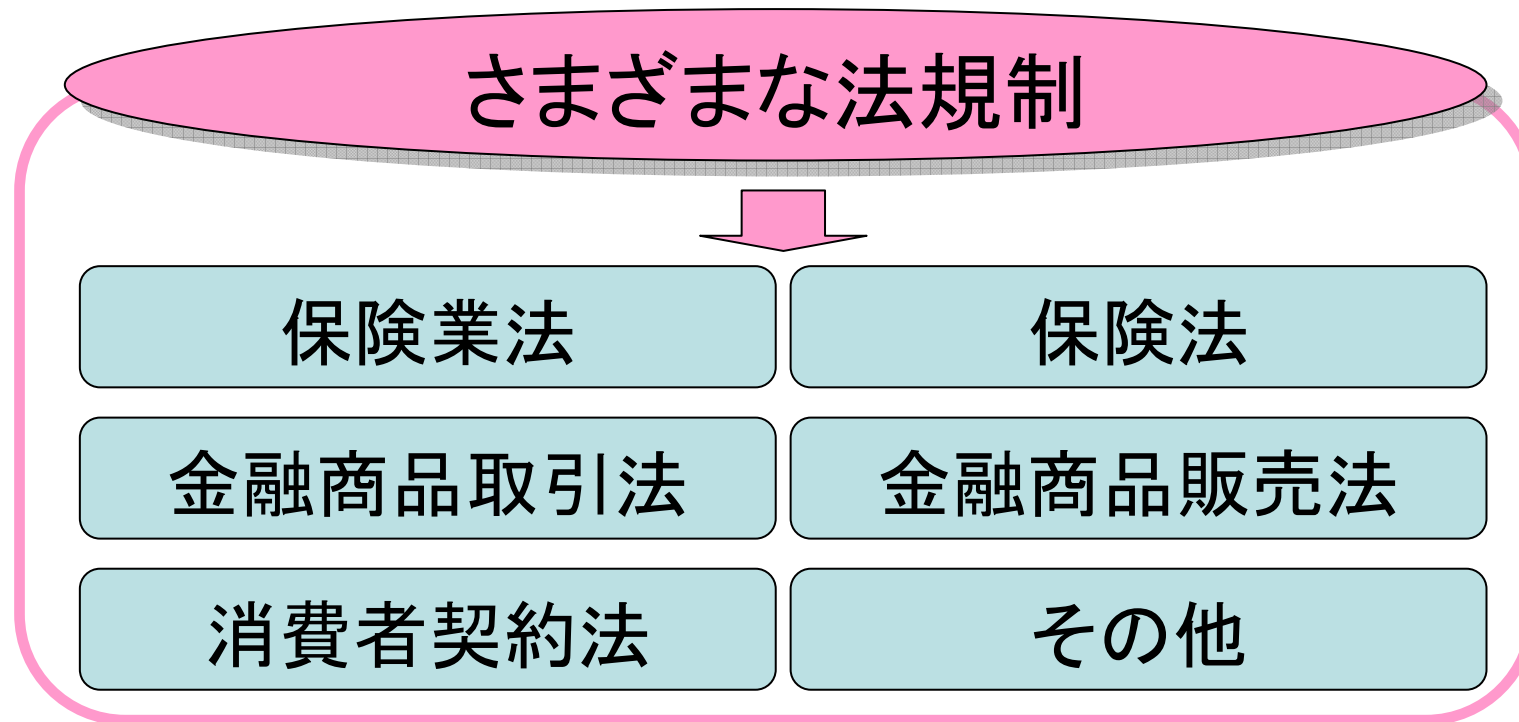
契約の申込み
承諾の意思表示 } の取り消し

- 事業者の損害賠償責任を無効にする条項
- 消費者の利益を不当に害することになる条項



そのような契約は無効とする

本日の講義 後半の概要



最後にご参考で

不払問題とその教訓

その他の規制法

- 犯罪収益移転防止法
 - マネーロンダリングの防止が目的

- 顧客の本人確認
- 確認記録の保存
- 取引記録の保存

その他の規制法

- 個人情報保護法

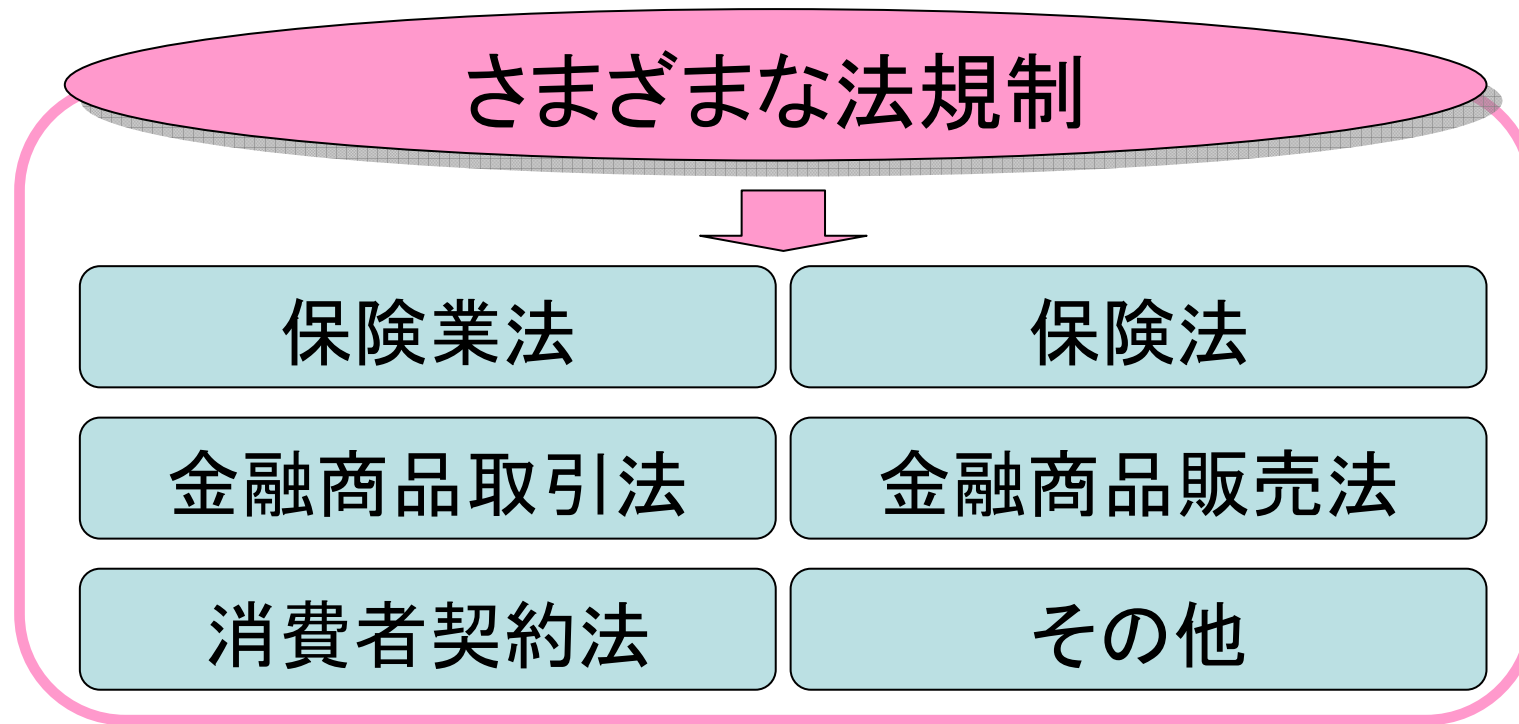
保険会社は個人情報のなかでも特に保護されるセンシティブ情報*を扱っているので、情報管理には注意が必要。

*センシティブ情報: 個人の健康状態

その他、思想・信条・宗教に関する情報、人種・民族・出生地、犯罪歴、政治活動への参加状況などもセンシティブ情報

過剰反応や拡大解釈によって、少なからず国民生活に混乱をきたしている。

本日の講義 最後の話題

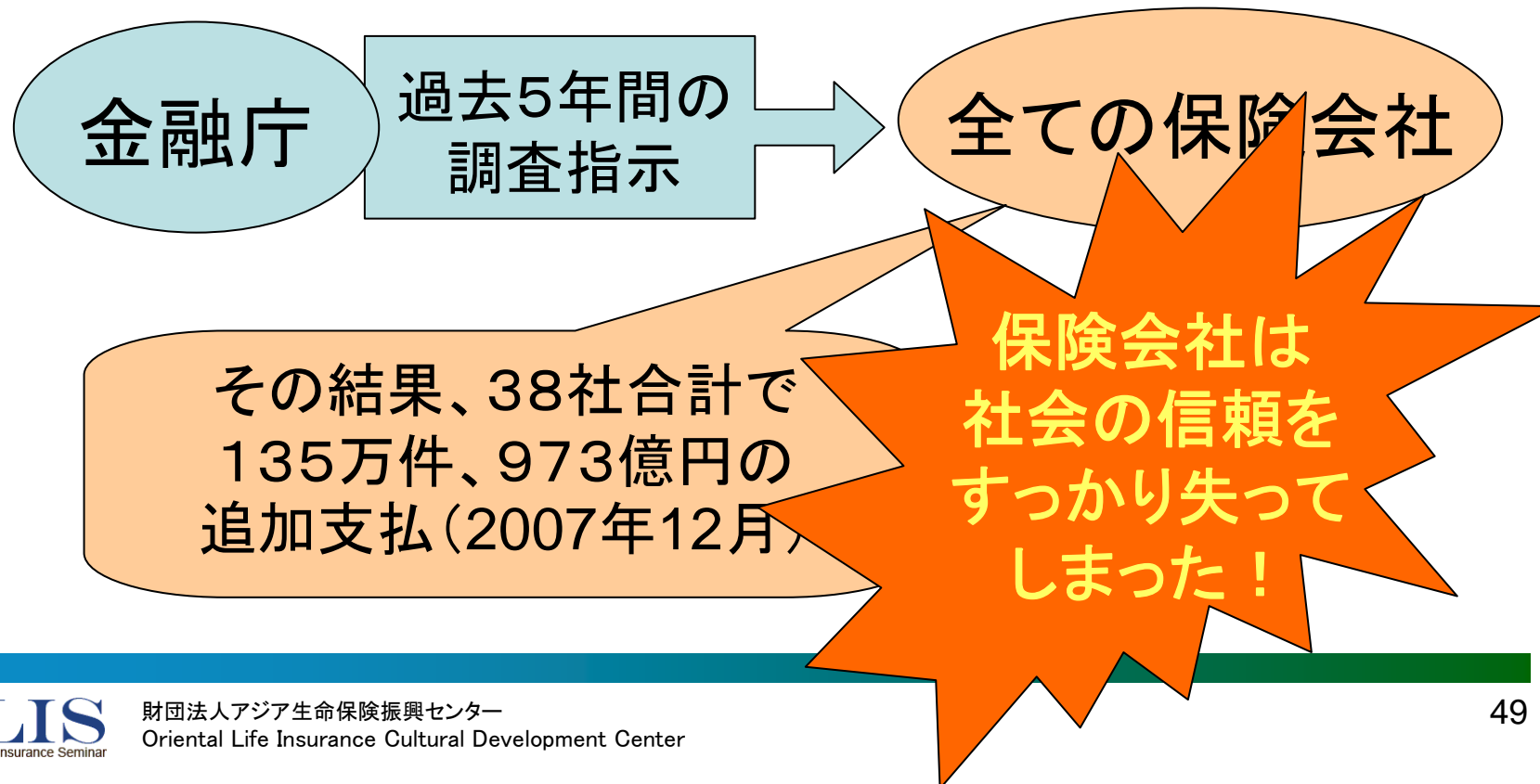


最後にご参考で

不払問題とその教訓

不払問題について

2005年2月に発覚したM生命による「保険金の不当な不払」が発端となった、大きな社会問題



ここでいう「不払」とは

意図的で悪質な不払

これは発端
となったM
生命だけに見られた。

- ◆ 告知義務違反による解除ができる期間を経過しているにもかかわらず、詐欺・無効を理由に支払を拒むケース
- ◆ 募集時に不告知を教唆して、告知義務違反を理由に支払を拒むケース

支払を抑えて利益を上げようとしていた！

保険会社の過失や態勢不備による不払

ほかの会社
は全てこの
不払に該当

- ◆ 保険金等の請求について、保険会社がお客様に十分な案内をしていなかったケース
- ◆ 保険会社における診断書のチェックが不十分だったケース

不払問題の反省 その1〈保険会社の責務〉

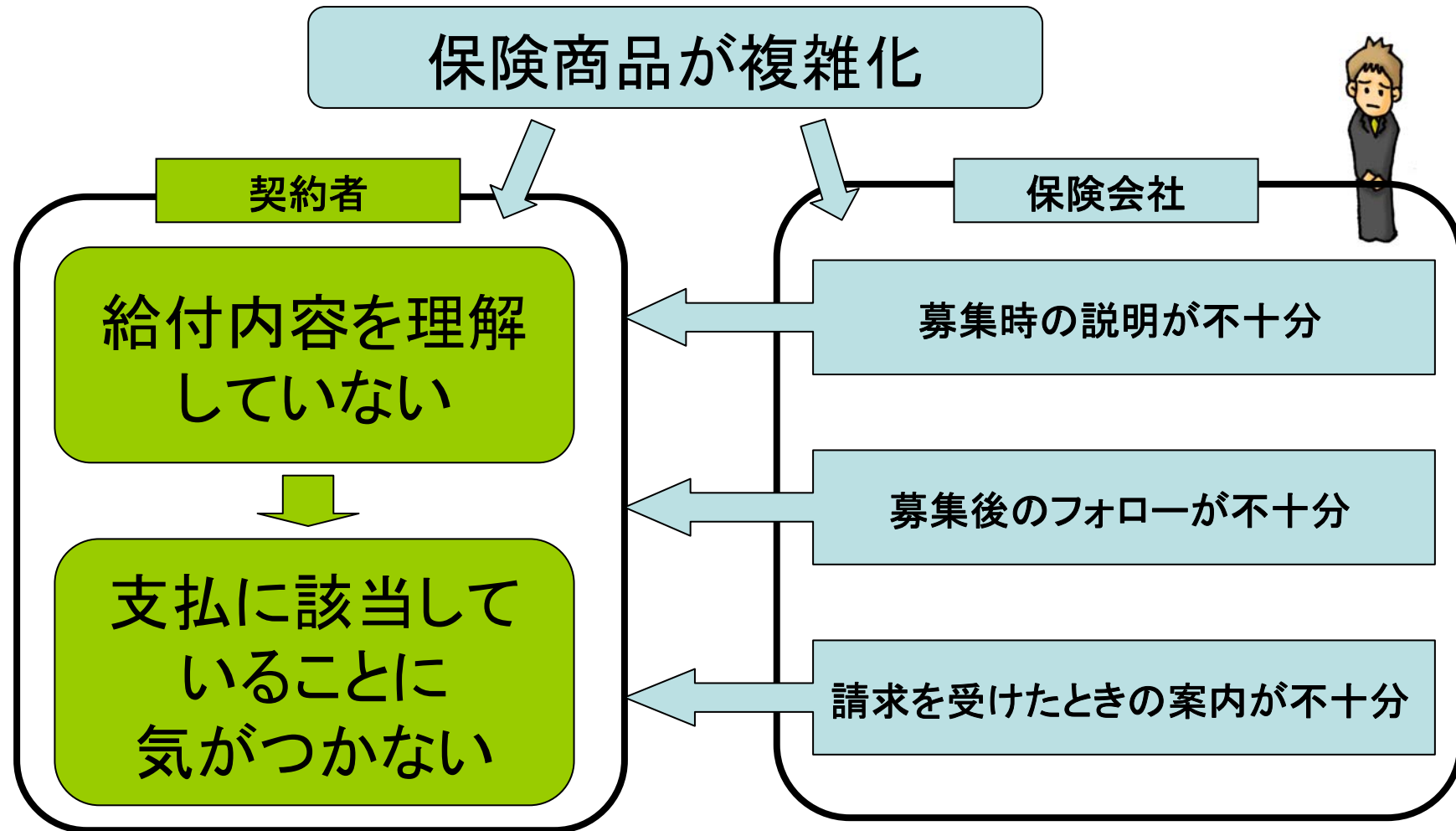
保険会社の最も基本的で重要な責務は何か？

保険金をお支払いすること

この認識が保険会社に欠如していた



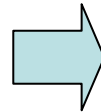
不払問題の反省 その2〈複雑な商品〉



不払問題の反省 その3〈考え方の転換〉

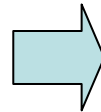
約款至上主義からの脱却

~~約款に記載してあるから充分~~



お客さまに契約内容をきちんと理解してもらう

~~保険金は請求されたら支払うもの~~



支払事故が発生している可能性が少しでもあれば、お客さまに照会して請求してもらう



再発防止策-1

わかりやすい商品の開発

- 請求漏れ、支払漏れの生じない、単純明瞭な商品

既契約者訪問

- 給付内容など、商品を改めてご説明
- 入院など、支払に該当する事故がなかったか確認

支払サービスの充実と手続の簡素化

- 支払に関する案内パンフ等の充実
- 診断書取得費用の会社負担など、お客さまが請求しやすい環境づくり

再発防止策-2

社員教育

- 診断書の誤読や見落しを発生させないよう、
支払査定担当者のトレーニング
- お客さまにきちんと説明できるよう、
営業社員のトレーニング

診断書の電子化

生命保険協会が主導して、医師が作成する診断書の電子化を推進中

再発防止策-3

支払審査会の設置

お客さまからの不服の申し立てに対して、客観的立場に立つ支払審査会が会社の査定結果を検証

医師や弁護士など、社外の
専門家によって構成される

不払問題の功罪

罪

- これまで培ってきた社会からの信頼を一気に失ってしまった。
- 支払わなかったことにより、多くのお客さまにご迷惑をおかけした。

功

- 隠れていた膿を出し尽くすことができた。
- 保険金や給付金をお支払することが、保険会社の使命である、という原点に立ち戻ることができた。
- お客さまの利便性を高め、契約者保護につながるさまざまな改革が実行された。

ご清聴ありがとうございました。

